

網使用料算定根拠

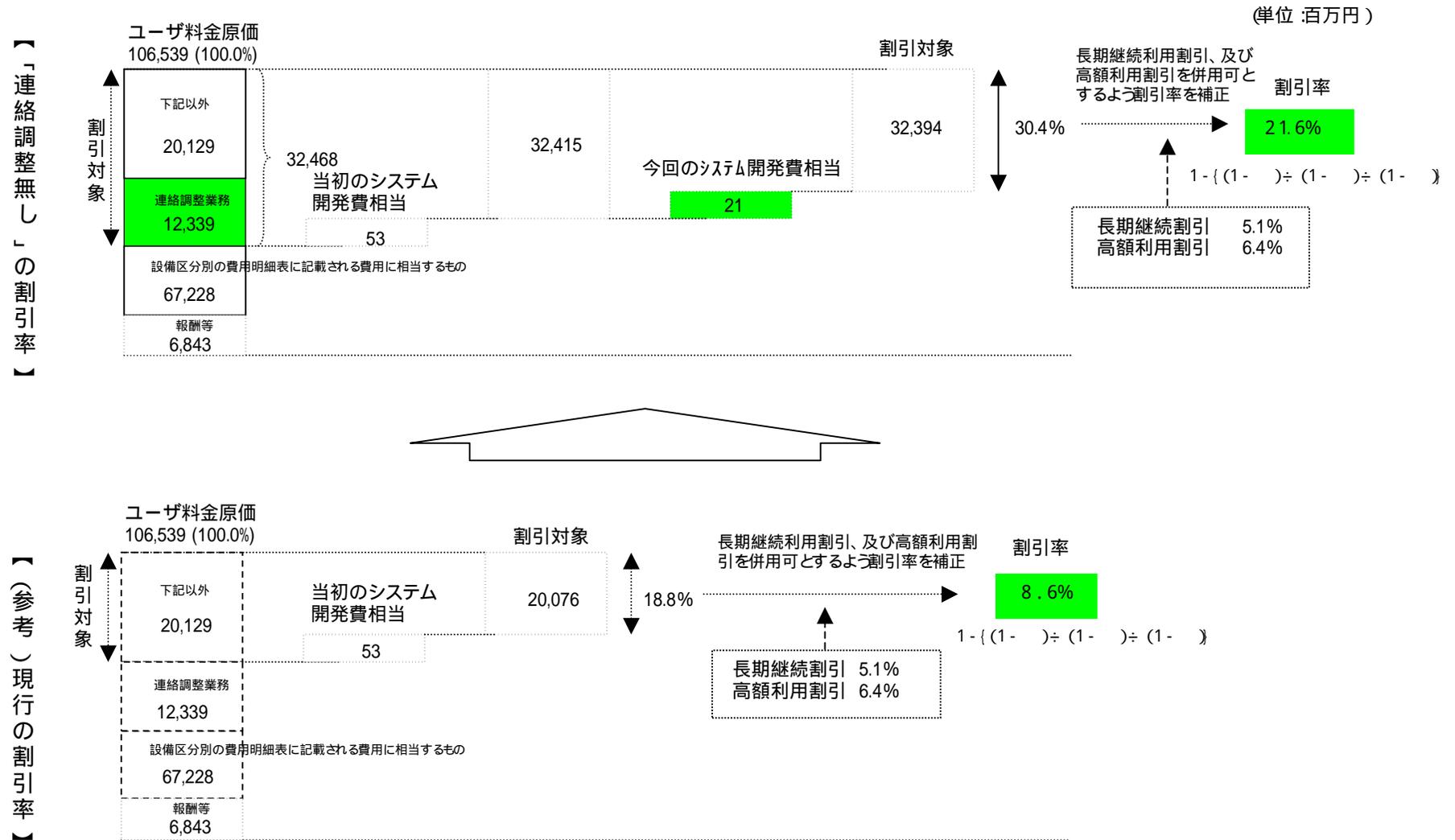
目 次

.算定手順	2
.原価の算定及び料金の設定	3
(参考1) 専用役務損益明細表における営業費用の内訳	4
(参考2) 今回のシステム開発費の年経費相当	5
(別添) H12年12月13日申請の端末間伝送等機能の原価及び料金の算定根拠	6

・算定手順

数値は高速デジタル伝送の場合（一般専用についても同様の方法で算定）

現行割引率の算定における割引対象に連絡調整業務に係る費用を加算。また新たなシステム開発費相当の回収が可能となるよう割引対象費用を補正。



原価の算定及び料金の設定

現行割引率の算定における割引対象費用に連絡調整業務を加える。また新たなシステム開発費相当の回収が可能となるよう割引対象費用を補正。

1.原価の算定

(単位 :百万円)

区分	ア.一般専用	イ.高速デジタル伝送	備考
ユーザ料金原価	125,673	106,539	別添 1.(1)の より
営業費用から設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものを除いたものの額 (システム開発費年経費相当額を控除したもの)	下記以外	20,076	別添 1.(2)のCの より
	連絡調整業務に係る費用	12,339	参考 1 専用役務損益明細表における営業費用の内訳より
	計	32,415	+
システム開発費年経費相当	107	21	参考 2 今回のシステム開発費の年経費相当より
原価からシステム開発費年経費を控除した額	19,340	32,394	-
営業費用から設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものを除いたものの額の比率	15.4%	30.4%	÷

当該機能に係る接続料の原価は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金 (A'-スレート)から上記 の比率に相当する割合を引いたものとする。

2料金の設定

現行と同様に「長期継続利用減額」および「高額利用割引」を適用することから、平均的な長期継続利用減額率・高額利用割引率を差し引いて減額率を設定する。

区分	ア.一般専用	イ.高速デジタル伝送	備考
長期継続利用減額による平均減額率		5.1%	別添 2.(3)Aの より
高額利用割引による平均割引率	6.5%	6.4%	別添 2.(3)Aの より
減額率	9.5%	21.6%	$1 - (1 - 1.0\%) / (1 - 6.5\%) / (1 - 6.4\%)$ ATM専用は高速デジタル伝送の減額率を適用する。

接続料は、当該機能と同等の機能を用いて提供される専用サービスに関する契約約款の料金表に記載された基本額から、基本額に上記 2の の減額率を乗じた額を減じた額とする。なお、長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用のあるものの接続料は、当該機能に係る減額を適用した後にさらに長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引を適用して計算される額とする。

(参考1)

専用役務損益明細表における営業費用の内訳

(単位:百万円)

区分	一般専用				高速デジタル伝送			
	営業費用	設備区別の費用明細表に記載される費用に相当するもの	甲込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務に係る費用	-	-	営業費用	設備区別の費用明細表に記載される費用に相当するもの	甲込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務に係る費用
営業費	14,994	1,604	5,375	8,015	23,678	1,040	9,080	13,558
システム提案、商品広告等	8,015	-	-	8,015	13,558	-	-	13,558
申込み受付、料金関連業務等	6,721	1,346	5,375	-	9,843	763	9,080	-
貸倒損失	258	258	-	-	277	277	-	-
施設保全費	33,385	33,302	-	83	20,491	20,309	-	182
共通費	8,117	6,142	830	1,145	7,954	4,256	1,530	2,168
管理費	4,677	2,925	371	1,381	4,461	2,100	747	1,614
試験研究費	5,095	4,076	-	1,019	3,906	2,812	-	1,094
通信設備使用料	1,416	1,416	-	-	706	706	-	-
租税公課	3,998	3,762	93	143	2,887	2,509	156	222
減価償却費	39,112	38,242	330	540	30,814	29,358	566	890
固定資産除却費	6,220	5,831	156	233	4,799	4,138	260	401
(再)除却損	3,048	2,859	123	66	2,378	2,055	211	112
合 計	117,014	97,300	7,155	12,559	99,696	67,228	12,339	20,129

注 数値はNTT東日本とNTT西日本の合計値(H11.7月～H12.3月まで)である。

(参考2)

今回のシステム開発費の年経費相当

(1) システム開発費

(単位:百万円)

区 分	コスト等	備 考
システム開発費	36	契約実績
設備管理運営費	7	接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した
他人資本費用	0	
自己資本費用	0	
利益対応税	0	
年経費計	7	+ + +

レートベース (運転資本)	1	$\times 45.625日 \div 365日$
有利子負債以外の負債の額	0	レートベース \times 他人資本比率 \times 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

(2) 回線数

(単位:千回線)

端末間伝送等機能回線数	36	H11.9末実績 $\times 0.5$ (移行率)
県内エンドエンド回線数	一般専用	731
	高速デジタル	146
		H11.9末実績

(3) サービスごとのシステム開発費の年経費

システム開発費の年経費については、契約実績にもとづく金額を、一般専用、高速デジタルの回線数規模へ補正し、ユーザ料金原価の算定期間と整合させて算定した。

(単位:百万円)

県内エンドエンド回線数換算後年経費 (H11.7月～H12.3月分)	一般専用	107	年経費計 \div 端末間伝送等機能回線数 \times 県内エンドエンド回線数 $\times 9ヶ月 \div 12ヶ月$
	高速デジタル	21	

(別添)

H12年12月13日申請

・原価の算定及び料金の設定

・端末間伝送等機能

当該機能の料金は、「電気通信事業会計規則」の「専用役務損益明細表」の役務の細目である「一般専用」と「高速デジタル伝送」の費用等から算定する。

1.原価の算定

(1) 当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務の料金の原価(ユーザ料金原価) (単位:百万円)

区分		ア.一般専用	イ.高速デジタル伝送	備考
営業費、減価償却費及び諸税	営業費用	117,014	99,696	参考1 専用役務損益明細表より
	利益対応税	2,643	2,089	レートベース×(他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合×利子相当率)+ (自己資本比率×自己資本利益率)×利益対応税率
報酬		6,016	4,754	レートベース×(他人資本比率×有利子負債が負債の合計に占める割合×利子率)+ (他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合×利子相当率)+ (自己資本比率×自己資本利益率)
計		125,673	106,539	+ +

レートベース	217,608	171,975	参考1 専用役務損益明細表より
--------	---------	---------	-----------------

Q 当該機能に係る接続料の原価

A. 営業費用から接続会計上の設備区分別の費用明細表(以下、設備区分別の費用明細表)に記載される費用に相当するものを除いたものの額

(単位:百万円)

区分	ア.一般専用	イ.高速デジタル伝送	備考
設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものの額	104,455	79,567	参考2 専用役務損益明細表における営業費用の内訳より
営業費用から設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものを除いたものの額	12,559	20,129	(1)の - Q)のAの

B. システム開発費相当

当該機能の提供に伴い必要となるシステム開発費相当については、当該機能の原価に加える。

(単位:百万円)

区分	ア.一般専用	イ.高速デジタル伝送	備考
システム開発費年経費相当	267	53	参考3 システム開発費の年経費相当より

C. 営業費用から設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものを除いたものの額の比率

(単位:百万円)

区分	ア.一般専用	イ.高速デジタル伝送	備考
営業費用から設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものを除いたものの額(システム開発費年経費相当額を控除したもの)	12,292	20,076	A) - B)
営業費用から設備区分別の費用明細表に記載される費用に相当するものを除いたものの額の比率	9.8%	18.8%	Q)のC) ÷ (1)の

D. 当該機能に係る接続料の原価

当該機能に係る接続料の原価は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金(レ-スレ-ト)から上記C)の比率に相当する割合を引いたものとする

2.料金の設定

当該機能の接続料金については、利用者向け料金と同様に「長期継続利用減額」および「高額利用割引」を適用することから、平均的な長期継続利用減額率・高額利用割引率を差し引いて減額率を設定する。

(1) 長期継続利用減額による平均減額率

(単位:百万円)

区分	ア.一般専用	イ.高速デジタル伝送	備考
減額適用前収入	/	4,465	H11.9末回線実績より
減額		229	H11.9末回線実績より
平均減額率		5.1%	÷

Q 高額利用割引による平均割引率

(単位:百万円)

区分	ア.一般専用	イ.高速デジタル伝送	備考
割引適用前収入	2,821	4,236	H11.9末回線実績より
割引額	182	269	H11.9末回線実績より
平均割引率	6.5%	6.4%	÷

③ 料金の設定

A. 割引率

区分	ア.一般専用	イ.高速デジタル伝送	備考
営業費用から設備区別の費用明細表に記載される費用に相当するものを除いたものの額の比率	9.8%	18.8%	1.原価算定 ② の C の
長期継続利用減額による平均減額率		5.1%	(1) の
高額利用割引による平均割引率	6.5%	6.4%	② の
減額率	3.5%	8.6%	$1 - (1 -) / (1 -) / (1 -)$ ATM専用は高速デジタル伝送の減額率を適用する。

B. 接続料

接続料は、当該機能と同等の機能を用いて提供される専用サービスに関する契約約款の料金表に記載された基本額から、基本額に上記 ③) の A の 減額率を乗じた額を減じた額とする。なお、長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用のあるものの接続料は、当該機能に係る減額を適用した後さらに長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引を適用して計算される額とする。